

条例の一斉点検について

市の条例は約250本あり、それぞれ法の改正や社会状況の変化に合わせて適切に運用できるよう、適宜見直しを行っています。しかし、運用上大きな変更が生じない条例については、積極的な見直しの機会がないまま規定と実態が乖離するなど、改正のタイミングを逸している可能性があります。

そのため、市ではおおむね10年間改正等を行っていない条例15本を対象として、内容の適正性を確認するため、一斉点検を行いましたので報告いたします。

1 一斉点検の結果

今回対象となった15本の条例について、法律や都条例等の上位法規との整合性や、社会状況等の変化との適合性の観点から点検し、改正の必要性について検討を行いました。

その結果、次のとおり3本の条例について改正が必要、12本の条例について改正が不要と判断しました。

改正が必要な条例（3本）

条例名	改正内容
町田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	長期継続契約ができる契約の範囲を拡大します。
町田市スポーツ推進審議会条例	スポーツ基本法に合わせ、委員委嘱に係る規定を整理します。
町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止等に関する条例	美化推進指導員に係る規定を整理します。

改正が不要な条例（12本）

町田市名誉市民条例、市役所の位置を定める条例、町田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例、町田市公告式条例、町田市特別職報酬等及び政務活動費審議会条例、町田市常勤監査委員の給与等に関する条例、町田市認可地縁団体に関する印鑑条例、町田市立博物館条例、町田市福祉のまちづくり総合推進条例、町田市の福祉に関する事務所設置条例、町田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例、町田市興行場法施行条例

2 改正条例に係る議案の提出について

本点検の結果を踏まえ、改正が必要とした条例について内容の検討を行い、令和7年（2025年）第1回町田市議会定例会に議案として提出する予定です。